

広島県告示第七百五十号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功^{しゅん}を次のとおり認可した。

令和5年5月8日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日^{しゅん}

令和5年4月26日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名^{しゅん}

(1) 名称及び所在地

株式会社三和ドック

尾道市因島重井町600番地

(2) 代表者の氏名及び住所

寺西 勇

尾道市因島土生町1327番地2

3 埋立区域

(1) 位置

第2工区

尾道市因島重井町字後側600番から同字長串474番73を経て474番46に至る間の地先公有水面

(2) 区域

第2工区

次の各地点を順次結んだ線及び1の地点と19の地点を結んだ線により囲まれた区域

1の地点 尾道市因島重井町字後側564番1の国土地理院四等三角点「長串」（北緯34度21分26秒2112、東経133度09分04秒4267、標高39.87m）から246度07分32秒314.52mの地点

2の地点	1の地点から	274度30分34秒	110.72mの地点
3の地点	2の地点から	4度29分16秒	42.48mの地点
4の地点	3の地点から	131度23分00秒	0.44mの地点
5の地点	4の地点から	102度45分31秒	12.74mの地点
6の地点	5の地点から	67度00分14秒	9.22mの地点
7の地点	6の地点から	61度50分46秒	9.68mの地点
8の地点	7の地点から	89度22分53秒	8.80mの地点
9の地点	8の地点から	94度11分18秒	13.08mの地点
10の地点	9の地点から	107度42分28秒	16.07mの地点
11の地点	10の地点から	109度46分58秒	5.11mの地点

12の地点	11の地点から	36度08分19秒	3.37mの地点
13の地点	12の地点から	51度39分46秒	5.38mの地点
14の地点	13の地点から	97度45分46秒	16.41mの地点
15の地点	14の地点から	178度31分18秒	1.86mの地点
16の地点	15の地点から	98度11分41秒	2.76mの地点
17の地点	16の地点から	168度24分27秒	14.80mの地点
18の地点	17の地点から	168度45分27秒	2.00mの地点
19の地点	18の地点から	168度46分14秒	32.50mの地点

(3) 面積

第2工区

4,988.04平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

令和4年6月20日 広島県告示第492号

(令和4年6月8日付け指令港振第1205号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

尾道市